
平成 2 0 年 第 3 回 臨時会

上富良野町議会会議録

平成 2 0 年 7 月 7 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（7 月 7 日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開 会 宣 告・開 議 宣 告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
○日程第 2 会期決定の件	2
○日程第 3 議案第 1 号	2
○日程第 4 議案第 2 号	4
○日程第 5 議案第 3 号	5
○日程第 6 議案第 4 号	6
○日程第 7 農業委員の推薦の件	8
○閉 会 宣 告	8

平成 2 0 年 第 3 回 臨 時 会

上 富 良 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 号)

平成 2 0 年 7 月 7 日 (月 曜 日)

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 7月7日 1日間
第 3 議案第1号 平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）
第 4 議案第2号 平成20年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）
第 5 議案第3号 財産取得の件（スクールバス）
第 6 議案第4号 富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約変更の件
第 7 農業委員の推薦の件
-

○出席議員（13名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 向山富夫君 | 3番 | 岩田浩志君 |
| 4番 | 谷忠君 | 5番 | 米沢義英君 |
| 6番 | 今村辰義君 | 7番 | 金子益三君 |
| 8番 | 岩崎治男君 | 9番 | 中村有秀君 |
| 10番 | 和田昭彦君 | 11番 | 渡部洋己君 |
| 12番 | 佐川典子君 | 13番 | 長谷川徳行君 |
| 14番 | 西村昭教君 | | |
-

○欠席議員（1名） 2番 村上和子君

○退参議員（0名）

○早退議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|----------|-------|--------|-------|
| 町長 | 尾岸孝雄君 | 副町長 | 田浦孝道君 |
| 会計管理者 | 新井久己君 | 総務課長 | 北川雅一君 |
| 町民生活課長 | 田中利幸君 | 建設水道課長 | 北向一博君 |
| 技術審査担当課長 | 松本隆二君 | | |
-

○議会事務局出席職員

- | | | | |
|----|--------|----|------|
| 局長 | 中田繁利君 | 主査 | 深山悟君 |
| 主任 | 廣瀬美佐子君 | | |

午前 9時00分 開会
(出席議員 13名)

開会宣告・開議宣告

議長(西村昭教君) 御出席まことに御苦労に存じます。ただ今の出席議員は、13名でございます。これより平成20年第3回上富良野町議会臨時会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

議会運営等諸般の報告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。
事務局長。

事務局長(中田藤利君) 御報告申し上げます。

今臨時会は、7月4日に告示され、同日議案等の配布をいたしました。

今臨時会の会期、日程等その内容は、お手元に配布の議事日程のとおりであります。

今臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案第1号ないし議案第4号の4件、議長から農業委員の推薦の件1件であります。

なお、議案第4号につきましては、後ほど、お手元にお配りいたしますので、御了承賜りたいと存じます。

今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配布のとおり出席いたしております。

以上です。

議長(西村昭教君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

4番 谷 忠 君

5番 米 沢 義 英 君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決しました。

日程第3 議案第1号

議長(西村昭教君) 議案第1号平成20年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

なお、本件については、佐川典子君に直接の利害のある事件と認められますので、地方自治法第117条の規定により、佐川典子君の退場を求めます。

(佐川典子議員の退場)

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(北川雅一君) ただ今上程いただきました議案第1号平成20年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)の提案要旨につきまして、御説明申し上げます。

この度、富町団地町営住宅新築工事において、杭の試験掘削中に設計とは異なる支持層の深度や地質構成が確認されました。このことから今後の施工に当たり、地質調査を含めた構造設計が必要となり、その結果、継ぎ杭工法による施工となる設計変更の諸手続きを取り進めます。設計変更に伴い、杭長の変更、工期の延長等に関連する費用として、842万4,000円を追加補正するものであります。

また、平成21年度に建設予定しております8号棟においても地質調査を行い、本年度において実施設計書作成のため、その委託費として280万円を計上しており、富町団地町営住宅整備事業の設計変更に伴います補正額は、あわせて1,122万4,000円の予算措置をお願いするものです。

次に、老人保健特別会計への繰り出しですが、老人医療件数増に伴います事務費の増額補正をお願いするものです。

それでは、以下議案につきましては、議決対象項目の部分につき説明をまいります。

議案第1号、平成20年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)。

平成20年度上富良野町の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,118万9,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億1,275万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正) 第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

14款国庫支出金、378万9,000円。

21款町債、740万円。

歳入合計が、1,118万9,000円でございます。

2、歳出。

4款衛生費、15万円。

8款土木費、1,122万4,000円。

14款予備費、18万5,000円の減。

歳出合計が1,118万9,000円でございます。

2ページに移ります。2ページにつきましては、第2表、地方債の補正でございます。

冒頭、説明申し上げました富町団地町営住宅整備事業の設計変更に伴います地方債の限度額740万円追加し、5,490万円に変更するものでございます。

3ページ以降につきましては、この補正予算に関する説明書部分でありますので、御高覧いただいておりますので、説明につきましては省略させていただきます。

これをもちまして、議案第1号平成20年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)の説明を終わります。

御審議いただきまして、原案をお認め下さいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

議長(西村昭教君) 9番、中村有秀君。

9番(中村有秀君) 先般、議員協議会等で説明をいただいたところでございます。まず、一つ確認したいことは、上富良野町建設工事施工規則第8条の前金払いの関係でございます。これは契約書の中にあるということで、契約書のひな型を見ますと、そのことが無いのですが、今回の工事の案件では、前金払いということで契約書の中に明示をされているのかどうか、明示されていれば、そのパーセントもしくは金額を教えてください。

議長(西村昭教君) 建設水道課長、答弁。

建設水道課長(北向一博君) 9番、中村議員の御質問にお答えいたします。今回の先に契約した分につきま

しては、前金払いということで規定されております。契約約款の第33条に規定されておりますけれども、上限額を3,000万円としまして、4割までをお支払いするという運用をしております。今回、上限額3,000万円を先に、6月11日に既にお支払いしております。以上です。

議長(西村昭教君) 9番、中村有秀君。

9番(中村有秀君) 今回、国も鉄筋等の値上がり等を含めて、冬柴国土交通大臣が1%を超えた場合は、国として考えていかなければならないということで、6月10日に発表されております。今回、7月5日の報道によると、鉄筋が上がった、コンクリートが上がったというかたちで、単品スライド条項というのが国土交通省の中でも省令の中にあるということでございます。したがって、これらの関係について、前回、私が議員協議会の中でも、その分を含めて十分考慮していくような方法を国、道とも照会をしながら、どうなのかというようなことでございます。国も単品スライド条項というのは、28年ぶりにこれを適用したということです。今回、鉄筋等の値上がりをみた場合に、50%以上が上がっているのが実態でございます。その関係でお尋ねをしたいと思います。

議長(西村昭教君) 建設水道課長、答弁。

建設水道課長(北向一博君) 9番、中村議員の御質問にお答えいたしますけれども、国のほうでは6月13日付けで単品スライド条項、これは油類と鉄鋼類の2品目につきまして、スライド条項を適用するというところございまして、各都道府県にも同じような対応を検討するようという通知をしております。北海道ではこれを受けまして、7月1日付けで単品スライド条項を適用して運用するというところで、各支庁を通じて各市町村に通知をされたところであります。それで、恐らく各市町村とも同時期、ちょうど今時期に検討していると思っておりますけれども、上富良野町におきましても、単品スライド条項、北海道に準じて運用したいということで、今後、早々に検討してまいります。以上です。

議長(西村昭教君) 9番、中村有秀君。

9番(中村有秀君) 国の方針にしたがって、道、市町村等も単品スライド条項を適用していくということでございますけれども、今の段階で何パーセントぐらいというのは、実態がつかんでいっているのかどうか。というのは、7メートルの杭ということになると、それは新たな予算措置がされるのですけれども、現実にもその前に買っている、買うというか、4メートルの杭という関係もございまして、したがって、今の段階で試算ができていっているのかどうか解りませんが、もし、できていればその

範囲の中でどのような状況になっているのかということをお知らせをいただきたいと思います。

議長(西村昭教君) 建設水道課長、答弁。

建設水道課長(北向一博君) 9番、中村議員の御質問にお答えいたしますけれども、現時点では掌握しておりません。ただ、国で運用している面積額1%、総工事費の1%は恐らく超えるだろうという予測はしております。先ほどお話しありましたとおり、非常に高い変動しておりますので、確実に適用になる、この富町団地の建築主体工事につきましては適用になるということで予測しております。以上です。

議長(西村昭教君) ほかに、ございませんか。5番、米沢義英君。

5番(米沢義英君) この支柱杭の変更についてお伺いいたしますが、これは、私、よく解らないので御質問いたしますけれども、建物の構造そのものも変えなければならぬというようなことになるのかどうか、この点、お伺いしたいと思います。

議長(西村昭教君) 建設水道課長、答弁。

建設水道課長(北向一博君) 5番、米沢議員の御質問にお答えいたしますけれども、場合によりますが、今回につきましては、杭の長さを継ぎ足して施工する方法で、躯体部分の設計変更は生じなかったという結果でございます。これは、たまたまの結果によりますけれども、場合によりましては、躯体に及ぶ場合もあったと推測しております。以上です。

議長(西村昭教君) ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

議長(西村昭教君) これより議案第1号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

佐川典子君の入場を許します。

(佐川典子議員の入場)

日程第4 議案第2号

議長(西村昭教君) 日程第4 議案第2号平成20年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます
町民生活課長。

町民生活課長(田中利幸君) ただいま上程されました議案第2号平成20年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第2号)につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

老人保健特別会計につきましては、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行することから、平成20年度予算につきましては、本年3月分の医療費の請求及び過年度の審査支払業務等の事務に必要な費用について、予算措置をしておりましたが、今般、これらの精算件数が当初の予想を超えて発生することが確実となったことから、不足する事務費を補正しようとするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第2号。平成20年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第2号)。

平成20年度上富良野町の老人保健特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,638万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。款及び補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

4款繰入金15万円。

歳入合計補正額は同額の15万円であります。

次に、2、歳出であります。

1款総務費15万円。

歳出合計補正額としましては同額の15万円となります。

以上で、議決対象項目の説明といたします。なお、2ページ以降につきましては、この補正予算に関する説明書でありますので、御高覧いただいていることで、説明につきましては省略させていただきます。

これもちまして、平成20年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第2号)の説明を終わります。

御審議いただきまして、原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑・

討論を終了いたします。これより、議案第2号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号

議長(西村昭教君) 日程第5 議案第3号財産取得の件(スクールバス)を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。
総務課長。

総務課長(北川雅一君) ただ今上程いただきました議案第3号財産取得の件(スクールバス)につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

現在、スクールバス4台を配置しており、そのうちの1台、現在、江花・島津線を運行しております、わかき号につきまして、平成5年に購入、使用年数も15年を経過し老朽化しておりますことから、この度特定防衛施設周辺整備調整交付金の補助を受け、更新するものです。スクールバスの概要につきましては、児童生徒減少傾向による乗車定員29人乗りマイクロバスとし山岳、丘陵地帯の走行のため4WDの仕様であります。

購入に当たりましては、納車できる指名登録業者2社を指名いたしまして、7月3日の入札の結果、ふらの農業協同組合が落札しました。

本件の財産取得額といたしましては、消費税を含めて948万1,500円となりますが、現有車両価格15万7,500円を差し引いた残りの932万4,000円を差額として、相手方に支払いを行う交換契約を締結することとしております。

以下、議案を朗読し説明にかえさせていただきます。

議案第3号財産取得の件。スクールバスを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。記、

- 1、取得の目的、スクールバス。
- 2、取得の方法、指名競争入札による。
- 3、取得金額、932万4,000円。
- 4、取得の相手方、富良野市朝日町3番1号、ふらの農業協同組合、代表理事組合長、村山友希。
- 5、納期、平成20年9月30日。

以上、説明といたします。

御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終ります。これより質疑に入ります。

議長(西村昭教君) 9番、中村有秀君。

9番(中村有秀君) 2社ということですが、あと1社はどこで、入札金額はいくらか、教えてください。

議長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課(北川雅一君) もう1社につきましては、三菱ふそうトラックバス株式会社北海道ふそうでございます。消費税を入れまして、945万円ということでございます。以上でございます。

議長(西村昭教君) ほかにございませんか。

議長(西村昭教君) 5番、米沢義英君。

5番(米沢義英君) 車種はこのメーカーなのかということと、今、経済的にも町の財政は大変だということで、修繕などいたんだ時の特約事項というのが、この契約の中で取り交わされているのかと思いますが、そういうのを町独自で多少延長をかけたとかやっている自治体もありますが、上富良野はそういった点での特約において、契約時においての修繕とかそういったものに対する延長をかけているのかどうなのか。普通、部品だとか色々なもので耐用年数等がありますから、その関係でお伺いいたします。

議長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課(北川雅一君) 先ほども申し上げました、この特別仕様でございまして、4WDと29人乗りということとございまして、この車種につきましては、この三菱の部分しか、実はないという状況で、この2社ということとでございます。三菱の関係の特約店等はあるのですが、なかなか三菱の会社が出てくると、そういうお互いのお話等もあるかと思いますが、お話したところ、別に指定業者もございまして、手を上げてこなかったというのが現実でございます。で、今回、2社ということと指名いたしまして、入札を行ったという経過になってございます。特約事項につきましては、一般的な状況の中の特約事項の中で整備等について対応していくことになってございます。以上でございます。

議長(西村昭教君) 5番、米沢義英君。

5番(米沢義英君) 三菱ということで、いろいろ安全性、車輪が外れたとかありますので、そういう事も含めてよく吟味されたのとは思いますが、こういった点で確認しておきますけれども、そういう安全性は確認されたという前提で購入されたと思いますが、この点、確認したいのと、今後、購入に当たっての、可能であるとすれば、町の持ち出し負担を軽減するという点で、そういった事項が生かせるのであれば、そういった特別の契約を結んで保証の延長をかけたりにできるのかどうなの

か、可能かどうか、ほかの自治体でも一部やっているという話も聞きますので、そこらへんがどうか。わからなければわからないでよろしいですが、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課（北川雅一君） 9番、米沢議員の御質問にお答えいたします。当然、安全性を確認いたしまして、この車種について決定させていただいたということでございます。あと、保証関係につきましても、再度、その分について確認させていただきたいと思っておりますけれども、今後に対しての動き方を対応していきたいと考えております、以上でございます。

議長（西村昭教君） 13番、長谷川徳行君。

13番（長谷川徳行君） ちなみにですけれども、これの希望小売価格というのをわかれば教えていただきたい。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課（北川雅一君） 13番、長谷川議員の御質問にお答えさせていただきます。一応、2社で予定価格の見積りを取らせていただきまして、その中で下取り等も含めまして対応した額が約1,047万円5,000円ほどということで出てございます。会社の方からその額で出ておりますので、その中で町の方も入札価格を設定させていただいて対応したという状況になってございます。以上でございます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。これより議案第3号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

議長（西村昭教君） 暫時休憩します。

（議案第4号を配付）

日程第6 議案第4号

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。日程第6 議案第4号富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約変更の件を議題といたします。

本件については、佐川典子君に直接の利害のある事件と認められますので、地方自治法第117条の規定によ

り、佐川典子君の退場を求めます。

（佐川典子議員の退場）

議長（西村昭教君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いただきました議案第4号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、平成20年5月12日に議決をいただき、工期を平成20年12月22日までとして、国土交通省の補助を受け、現在、佐川・木津経常共同企業体が請負工事を進めているものであります。

この施工途中である、去る6月4日に請負業者が建設杭布設のために3点について試験掘削を行なったところ、設計基礎データとして使用した平成5年の地質調査と異なり、杭の支持層として想定した4メートルより深い、11メートルという結果が町に報告されました。

町では、再調査と設計変更が必要なため、翌日6月5日に請負業者に工事の一時中断をお願いし、6月6日直ちに地質調査ボーリングと構造設計委託業務を発注したところであります。

調査設計の途中報告により「継ぎ杭工法」を選択し、6月17日に上川支庁へ計画変更確認申請を提出し、6月30日付けで確認通知が下りたところであります。

この結果、工事量の増加と1ヶ月余りの工事中断によって、当初契約の金額と工期に変更を要することになったところであります。

契約金額変更の内容としましては、杭数は77本で変わりませんが、当初設計の4メートルに、新たに7メートルを継ぎ足すことによる工事量の増大と、1ヶ月余りの工事中断による仮設材損料と機械運搬費の追加、さらに工期延長による仮設費用、冬期養生費の追加となっております。

なお、議決外であります機械設備、電気設備、外構工事につきましても、工期の延長と契約条項に係る契約変更を予定しております。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第4号富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約変更の件。

富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約の締結（平成20年5月12日議決を経た議案第6号に係るもの）を、次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。記、変更事項。

1、契約金額。（変更前）1億1,854万5,000

0円。(変更後) 1億2,897万1,500円。

2、工期。(変更前)平成20年5月12日から平成20年12月22日。(変更後)平成20年5月12日から平成21年3月30日。

以上、説明といたします。

御審議賜りまして、議決くださいますよう、お願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

議長(西村昭教君) 7番、金子益三君。

7番(金子益三君) ちょっと、お伺いしたいところがありまして。変更前と変更後と約1,000万円程度の金額の差が生じておりますけれども、実質7メートルの杭の継ぎ足し部分を除いて、いわゆる今回の地質の調査をしなかったことによって、当初、想定しなかった地盤層への到達する所が変わったことによって、実際、1ヶ月工期が止まり、さらには3ヶ月延長になるということで、この部分が具体的に実質いくらかかったのか、まず1点と。それと、もう1点目が確かに年末年始という特殊事情が絡み、また、北海道の冬期間という工期に適さない時期、さらには日照時間等も鑑みますが、3月30日ぎりぎり目いっぱいまで工期を延ばさなくてはならない理由、この辺は恐らく民間の企業で何か建物を建てる時だったら、当然、工期というものは相当短縮せざるを得ないところ、突貫になるのか、企業努力になるのかは別ですけれども、この辺もうすこし、当然、入居される方もいらっしゃいますし、長ければ長い分だけ余計にお金がかかることですから、この辺、もう少し詰めてやるようなことというのは講じなかったのか教えてください。

議長(西村昭教君) 建設水道課長、答弁。

建設水道課長(北向一博君) 7番、金子議員の御質問にお答えいたします。積み上げて補正した結果の数字は、先の議員協議会にお示ししていますけれども、単純計算をいたしますと、杭の実物増量分が500万円ほどございますので、単純計算で申し上げますと500万円ほどの増加かと思えます。ただし、杭の長さが増加した関係で当初計画した工期より、当然、工事量が増えますので、その分の増加がどのような跳ね返しをするかという部分については詳細が単純な数字として示すことができませんので、御理解いただきたいと思えます。

もう1点、3月30日まで工期を延ばした件についてですが、これは単独で町の都合で延ばしたというより、事業者との間で細かい詰めを行った結果、この期日ということで設定した経過にあります。当然の事ながら、建設請負業者のほうに今回の変更によりまして、負担を生

じた場合、誠に申し訳ないということで、工期については業者のほうにある程度のイニシアティブをとってもらって設定した結果、3月30日までで完了できるという結果になっております。以上です。

議長(西村昭教君) 7番、金子益三君。

7番(金子益三君) 具体的な数字は協議会の中でも示されておりました。(杭が)深くなることによって、若干、どれくらいの工事量が増えるというのは別にしましても、当然、当初の設計段階のときにしっかりと調査ボーリングさえしていれば、このようなことにはならなかったところは誠に残念だと感じております。建ててはいけない事ですけども、この辺は、今後、二度とないようにしていただきたいことと、これらの何らかの、責任の所在をはっきりして町民の皆様、貴重な血税を投じるわけですから、この分はもう少し説明責任をしっかりと、住民の皆様が納得の行くかたちの、なんらかの対処をすべきと考えますし、また、工期のほうなんですけれども、今、課長、おっしゃったとおり、イニシアティブはやはり業者側にゆだねてはいけないということも納得はできるのですが、そこに入居される住民の方としては、全くそれは関係ないことであって、それは行政と業者の都合である訳ですから、その分のところが、少しでも工事をしている最中に1ヶ月でも半月でも早まるような、そういうことは可能なかどうか確認させていただきたい。

議長(西村昭教君) 建設水道課長、答弁。

建設水道課長(北向一博君) 7番、金子議員の御質問にお答えいたしますけれども、議員のお話の中にもありましたとおり、年始年末を挟みまして、非常に職人さん、いわゆる特殊施工技術を持っておられる職人さんの確保が現時点で先が見えないという部分がありまして、無理に工期を短縮いたしまして、発注側、請負側に支障を生じる事を避けるため、ある程度の余裕を持った結果としております。

なお、新築された公営住宅に入居予定の方につきましては、今後、説明を尽して協力をお願いしたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

議長(西村昭教君) 副町長、答弁。

副町長(田浦孝道君) 7番、金子議員の御質問に私の方からお答えします。この件につきましては、先の議員協議会でも、色々と私共の今までの取組みの実例を申し上げます。結果といたしましては、このように工期が延びる事、また、それによりまして、予定されておりました入居予定の時期が先延びになるということについては、大変、そういう関係の皆様方には申し訳ないと思っております。

ます。

また、これらに類似した工事が今後も予定されるわけでございますので、私共としましては、その建設予定地の地質の状況を以前にも議員の方々から御助言いただきましたように、過去の歴史的にどのような状態だったのか。そういう事も探索しながら対応してまいりたいと。今までは申し上げましたように至近距離で地質調査を行っている場合には、大きな地質の変更というか、過去に色々な歴史的なことがあって、非常に至近距離でも地質の状況が細かく変わるような、そういう予測がたつ所については、今回のように、できるだけ事前にその建設予定地に地質調査を細かくするということでありまして、そういう要素がない所については、従前どおりでよいのかどうか事案ごとにしっかり予定地の、今、申し上げましたような背景を、しっかり歴史的な背景も含めまして調査をしながら、どれが一番費用的にも最良なのかを判断してまいりたいと思うところであります。

いずれにつきましても、今回につきましても、非常に細かく地質に変化があるということでございますので、それらもこれから行われる7号棟、8号棟、9号棟、これらの実績を踏まえながら、今後の事案に十分活かしてまいりたいというふうに思います。

いずれにしましても、こういうことで費用の間接的な増嵩がありましたこと。それから、入居時期が遅れましたことについては、関係の皆様方に心からお詫びを申し上げますと思うところであります。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

議長（西村昭教君） 13番、長谷川德行君。

13番（長谷川德行君） ちなみにですけれども、工期というのは、どのように定められるのですか、教えてください。

議長（西村昭教君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 13番、長谷川議員の御質問にお答えさせていただきます。設計金額で請負金額の標準工期というのがございまして、道から出ている資料でございますけれども、それによって、金額によって標準工期というのは決められています。以上です。

議長（西村昭教君） 13番、長谷川德行君。

13番（長谷川德行君） それでは、この1,000万円の違いというのは、3ヶ月のあれでは妥当なんですか。正月だとか特殊なものがあるということは関係なしで。普段のあれでいうと。

議長（西村昭教君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 13番、長谷川議員の御質問にお答えさせていただきます。金額によりま

して、今の3月30日までの工期は妥当な工期です。以上です。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。9番、中村有秀君。

9番（中村有秀君） 先ほどの関係で単品スライド条項を適用するということになりますと、1%以上出た場合に、改めて、また、契約変更の件ということで、その差額の分が議案として出されるのかどうか。その点、ちょっと、確認したいのですけれども。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 9番、中村議員の御質問にお答えいたします。この単品スライド条項の運用によりますと、工期の最終場面で、精算のかたちで契約変更になります。当然、議決に付すべき条項によりますので、工期末の直近の時期に契約変更の件ということで、上程、審議させていただきたいと思っております。以上です。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。これより議案第4号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。佐川典子君の入場を許します。

（佐川典子議員の入場）

日程第7 農業委員の推薦の件

議長（西村昭教君） 日程第7 農業委員の推薦の件を議題といたします。お諮りいたします。議会推薦の農業委員は、上富良野町議会運営に関する先例に基づき1名とし、数山善一君を推薦したいと思っております。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員は1名とし、数山善一君を推薦することに決しました。以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

閉会宣告

議長（西村昭教君） これにて、平成20年第3回上富良野町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時47分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成 2 0 年 7 月 7 日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署 名 議 員 谷 忠

署 名 議 員 米 沢 義 英